

社団法人青森県消防設備保守協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人青森県消防設備保守協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を青森県青森市中央三丁目20番12号に置く。

(目 的)

第3条 協会は、地域住民及び防火対象物の関係者に火災予防思想の啓発を行うとともに、消防設備士及び消防設備点検資格者等防災関係業務に携わる者の資質を向上させ、消防用設備等の工事、整備及び保守業務の安全かつ円滑な実施を図り、並びに危険物の保安に関する講習を実施することにより、火災による県民の生命及び財産の保護並びに被害の軽減を図り、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 火災予防思想の普及啓発
- (2) 消防用設備等の工事及び保守点検等の業務（以下「消防設備業務」という。）に携わる者の育成及び資質の向上
- (3) 消防用設備等の保守点検業務の適正化の推進
- (4) 消防設備業務に関する情報の提供及び関係図書 の出版、頒布等
- (5) 消防設備業務に関する各種講習会の実施
- (6) 危険物の保安に関する講習会の実施
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して、入会した消防設備業務を営む個人又は法人
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するために入会したもの

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとするものは、入会金として20,000円を納入しなければならない。

- 2 正会員は会費として年額20,000円を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、会費として年額10,000円を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

(1) 会費を2年以上納入していないとき。

(2) 協会の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 協会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 2人 |
| (3) 理事（会長及び副会長を含む。） | 10人以上15人以内 |
| (4) 監事 | 2人 |

2 理事及び監事は総会において正会員のうちから選任する。

3 会長及び副会長は理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第12条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務を処理するとともに、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第13条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において出席し

た正会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「前項第2号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。

(顧問)

第16条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決により会長が委嘱する。
3 顧問は、協会の重要な事項について、会長の諮問に応じて助言し、又は必要に応じて意見を述べることができる。

(事務局)

第17条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

第4章 会議等

(会議の種別)

第18条 協会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき。

- 3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の2分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第22条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が召集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求の日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第24条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第25条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、総会にあってはその総会に出席した会員のうちから、理事会にあってはその理事会に出席した理事のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(委員会)

第28条 協会に、その目的の達成に必要な事項を調査するための機関として委員会を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

第5章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第29条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第30条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を得て定める。

(事業年度)

第31条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第32条 協会の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始の日から2月以内に総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の総会の承認を得るまでの間は、事業年度の予算を執行する。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。
- 4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第33条 協会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、青森県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のとき存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、青森県知事の許可を得て協会と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第7章 雑 則

(委 任)

第36条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 協会の設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。
- 2 協会の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成10年3月31日までとする。
- 3 協会の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第32条第1項の規定にかかわらず、設立協会の定めるところによる。
- 4 青森県消防設備保守協会の解散の際会員であったもので協会の会員となるものは、第7条第1項の規定にかかわらず、入会金を納入することを要しないものとする。
- 5 設立当初の会員で、前項に規定するもの以外のものの入会金は、第7条第1項の規定にかかわらず、10,000円とする。